

令和6年関市議会第1回定例会提出予定議案

(専決承認1件(補正予算1件)、条例15件、補正予算6件、新年度予算9件、その他2件、合計33件)

承認第1号 専決処分の承認について（令和5年度関市一般会計補正予算（第10号））

○補正額 40,000千円、総額 50,499,408千円

○令和6年1月25日専決

議案第1号 関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項及び字句を改める改正

○施行期日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

議案第2号 関市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

○地方自治法の一部改正に伴い、第1号会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、合わせて、同法上勤勉手当の支給が可能とされていたが、国通知に基づき支給しないことを基本としてきた第2号会計年度任用職員の勤勉手当についても支給することとする改正

・勤勉手当の支給率 年0.975月

○会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、定年前再任用短時間勤務職員と均衡を図るため、会計年度任用職員の期末手当の支給率を改定する改正

・期末手当の支給率 年1.45月 → 年1.375月

・関市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正（第1条）

・関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

・関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第3条）

○施行期日 令和6年4月1日

議案第3号 関市手数料徴収条例の一部改正について

○戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う改正

・戸籍謄本等の広域交付に伴い、戸籍謄本等の発行手数料に当該広域交付に係る発行を追加するもの

・行政手続において戸籍等電子証明書を提供する場合に必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を定めるもの

・戸籍電子証明書提供用識別符号 1件 400円

・除籍電子証明書提供用識別符号 1件 700円

・電子化された戸籍に係る届書等情報の内容の証明書の交付及びその内容を表示したものの閲覧に係る手数料を定めるもの

・届書等情報の内容の証明書の交付又は閲覧 1通又は1件につき 350円

○施行期日 令和6年3月1日

第9段階	×1.70	116,280円	第9段階	×1.50	102,600円
			第10段階	×1.70	116,280円
			第11段階	×1.90	129,960円
			第12段階	×2.10	143,640円
			第13段階	×2.30	157,320円
			第14段階	×2.50	171,000円

○施行期日 令和6年4月1日

議案第7号 関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正

- ・管理者の兼務可能範囲について、同一敷地内にある他の事業所、施設等に限定しないこととし、小規模多機能型居宅介護施設の管理者については、他事業所のサービス類型を限定しないこととするもの
- ・地域密着型特定施設は、委員会を設置し、生産性向上、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる場合は人員配置基準を緩和できることとするもの
- ・ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、管理者研修の受講を努力義務とするもの
- ・入所系施設は、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた案件を想定し、そのような場合に対応できる協力医療機関を定め、市長に届け出ることとし、新興感染症が発生した場合に備えて第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行うことを義務付けるもの
- ・入所系施設は、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるもの
- ・地域密着型介護老人福祉施設は、緊急時の対応方法について配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1年に1回以上の見直しを義務付けるもの
- ・事業所内で書面掲示を求めている事業所の運営規程等や重要事項説明書について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるもの
- ・身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は記録を義務付けるもの
- ・小規模多機能型居宅介護施設については身体的拘束等の適正化のための委員会の設置、指針の整備等を義務付けるもの
- ・電磁的方式による書面等の作成、保存等について、磁気ディスク等に限らず媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるもの

○施行期日 令和6年4月1日（一部については令和7年4月1日）

議案第8号 関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う改正

- ・管理者の兼務可能範囲について、同一敷地内にある他の事業所、施設等に限定しないこととし、介護予防小規模多機能型居宅介護施設の管理者については、他事業所のサービス類型を限定しないこととするもの
- ・入所系施設は、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた案件を想定し、そのような場合に対応できる協力医療機関を定め、市長に届け出ることとし、新興感染症が発生した場合に備えて第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行うことを義務付けるもの
- ・入所系施設は、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるもの
- ・事業所内で書面掲示を求めている事業所の運営規程等や重要事項説明書について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるもの
- ・身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は記録を義務付けるもの
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護施設については身体的拘束等の適正化のための委員会の設置、指針の整備等を義務付けるもの
- ・電磁的方式による書面等の作成、保存等について、磁気ディスク等に限らず媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるもの

○施行期日 令和6年4月1日（一部については令和7年4月1日）

議案第9号 関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正

- ・管理者の兼務可能範囲について、同一敷地内にある他の事業所、施設等に限定しないこととするもの
- ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数について、従来の35から44まで緩和し、さらに、居宅サービス計画を作成する際にシステム等の活用を行うこと及び事務職員を配置することで、49まで緩和することとするもの
- ・利用者への各サービスの利用割合等に関する説明について、義務付けから努力義務とするもの
- ・モニタリング（利用者との訪問面談）の回数について、利用者の同意及びテレビ電話等を活用することにより、従来の1ヶ月に1回の訪問から2ヶ月に1回の訪問及びテレビ電話等で面談することを可能とするもの
- ・事業所内で書面掲示を求めている事業所の運営規程等や重要事項説明書について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるもの
- ・身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は記録を義務付けるもの
- ・電磁的方式による書面等の作成、保存等について、磁気ディスク等に限らず媒体の

種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるもの

○施行期日 令和 6 年 4 月 1 日（一部については令和 7 年 4 月 1 日）

議案第 10 号 関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う改正

- ・従来は地域包括支援センターのみ介護予防支援事業者になることができたが、指定を受けることにより、居宅介護支援事業者も介護予防支援事業者になることができるのこととするもの
- ・居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行う場合、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならない（ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。）こととし、管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないこととするもの
- ・モニタリング（利用者との訪問面談）の回数について、利用者の同意及びテレビ電話等を活用することにより、従来の 3 ヶ月に 1 回の訪問から 6 ヶ月に 1 回の訪問及びテレビ電話等で面談することを可能とするもの
- ・居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者は、あらかじめ同意を得たうえで、実施地域以外の地域を訪問する場合は、それに要した交通費を利用者から受領できることとするもの
- ・居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市に情報提供することとするもの
- ・事業所内で書面掲示を求めている事業所の運営規程等や重要事項説明書について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるもの
- ・身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は記録を義務付けるもの
- ・電磁的方式による書面等の作成、保存等について、磁気ディスク等に限らず媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるもの

○施行期日 令和 6 年 4 月 1 日（一部については令和 7 年 4 月 1 日）

議案第 11 号 関市自然体験施設条例の一部改正について

○利用者の減少に伴い関市板取木工クラフト館を廃止するため、同施設に係る規定を削る改正

○施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

議案第 12 号 関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を改める改正

○施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

議案第13号 関市立篠田桃紅美術空間条例の廃止について

- 関市立篠田桃紅美術空間の展示作品の所有者である指定管理者より指定取消しの申出があり、今後作品を借用することが難しく施設の運営を継続することが困難になったため、当該条例を廃止するもの
○施行期日 令和6年4月1日

議案第14号 関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 消防団員の処遇を改善するため、消防団員が行事、訓練その他の出動により職務に従事した場合には報酬を支給することとし、訓練その他の出動に係る支給額を改定する改正
・訓練その他の出動 1回につき 300円 → 1,000円
・消防団員が行事、訓練その他の出動のため市外へ旅行した場合においても旅費を支給することとするもの
○施行期日 令和6年4月1日

議案第15号 関市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う改正
・非常勤消防団員に係る補償基礎額を改定するもの

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び 副団長	12,440円 →12,500円	13,320円 →13,350円	14,200円
分団長及び 副分団長	10,670円 →10,800円	11,550円 →11,650円	12,440円 →12,500円
部長、班長 及び団員	8,900円 →9,100円	9,790円 →9,950円	10,670円 →10,800円

- ・消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を改定するもの
8,900円 → 9,100円
○施行期日 令和6年4月1日

議案第16号 財産の無償譲渡について（関市富之保武儀倉消防車庫）

- 譲渡する財産 関市富之保4551番3 鉄骨造平屋建て
床面積 45.24m²
○譲渡の相手方 武儀倉区自治会（関市富之保4409番地2）
○譲渡の理由 取壊しを予定していた当該車庫について、相手方が譲渡を要望しているため。

議案第17号 訴えの提起について

- 生活困窮者に対する緊急支援事業により訴えの相手方に使用を許可していた教職員住宅について、使用許可期間を過ぎても明渡しがされないため、明渡請求の訴えを提起することについて、議会の議決を求めるもの
 - 訴えの趣旨
 - ・教職員住宅の明渡しを求めるもの
 - ・訴訟費用の負担を求めるもの
-

議案第18号 令和5年度関市一般会計補正予算（第11号）

議案第19号 令和5年度関市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第20号 令和5年度関市財産区特別会計補正予算（第2号）

議案第21号 令和5年度関市中小企業従業員退職金共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第22号 令和5年度関市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第23号 令和5年度関市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第24号 令和6年度関市一般会計予算

議案第25号 令和6年度関市国民健康保険特別会計予算

議案第26号 令和6年度関市財産区特別会計予算

議案第27号 令和6年度関市中小企業従業員退職金共済事業特別会計予算

議案第28号 令和6年度関市公設地方卸売市場事業特別会計予算

議案第29号 令和6年度関市介護保険事業特別会計予算

議案第30号 令和6年度関市後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 令和6年度関市水道事業会計予算

議案第32号 令和6年度関市下水道事業会計予算

議案第22号 関市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○ 債務負担行為 (変更) 1件

議案第23号 関市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○ 歳入

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 後期高齢者医療事業収入	1,306,517	23,910	1,330,427
現年度分保険料	890,775	23,910	914,685
歳 入 合 計	1,306,517	23,910	1,330,427

○ 歳出

(単位：千円)

款	補正前	補正額	補正後
1 後期高齢者医療事業費	1,306,517	23,910	1,330,427
保険料等広域連合納付金	920,983	23,910	944,893
歳 出 合 計	1,306,517	23,910	1,330,427

【資料】

○基金の状況

(単位：千円)

基金の名称	令和4年度末 現在高 A	令和5年度 積立額 B	令和5年度 取崩額 C	令和5年度末 現在高見込 A + B - C
一般会計	37,531,085	4,384,605	4,619,536	37,296,154
財政調整基金	13,098,819	2,572,753	1,477,370	14,194,202
減債基金	2,339,384	12,369	200,000	2,151,753
(小計)	15,438,203	2,585,122	1,677,370	16,345,955
特定目的基金	20,276,088	1,799,479	1,142,368	20,933,199
定額運用基金	1,816,794	4	1,799,798	17,000
(小計)	22,092,882	1,799,483	2,942,166	20,950,199
特別会計	2,201,923	231,064	111,467	2,321,520
合計	39,733,008	4,615,669	4,731,003	39,617,674

*基金ではない「財産区積立金」を除く。

○市債の状況

(単位：千円)

区分	令和4年度末 現在高 A	令和5年度中 借入額 B	令和5年度中 元金償還額 C	令和5年度末 現在高見込 A + B - C
一般会計	28,951,771	2,965,000	4,036,470	27,880,301
特別会計	196,781	1,600	52,085	146,296
国民健康保険事業	196,781	1,600	52,085	146,296
企業会計	14,566,624	638,100	1,814,173	13,390,551
水道事業	5,275,858	227,000	508,588	4,994,270
下水道事業	9,290,766	411,100	1,305,585	8,396,281
合計	43,715,176	3,604,700	5,902,728	41,417,148